

(様式5 実施結果の公表)

桜川市過疎地域持続的発展計画（案）
のパブリックコメントの実施結果

令和4年10月31日

桜川市市長公室企画課

■意見集計結果

令和4年9月1日から令和4年9月30日までの間、桜川市過疎地域持続的発展計画（案）について、意見募集を行った結果、6人から12件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
直接持参	5人
郵便	0人
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
その他	0人
合計	6人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

1 基本的な事項 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	岩瀬地区からは、2つの病院がなくなりました。最近、中央公民館を取り壊し、さらに岩瀬庁舎も取り壊すとのことです。一方で、上曽トンネル、新庁舎などの新事業・建築ラッシュです。『将来人口1万人台』（表1-1）になることを見通した市民へのサービス低下を招かない市債返済計画の項目を設けて頂きたい。	1件	<p>（財政課）</p> <p>過疎地域持続的発展市町村計画では「地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」・「地域の持続的発展に関する目標」・「計画期間」・「地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」・「市町村計画の達成状況の評価に関する事項」等を定めるものとされています。</p> <p>市債の適正管理につきましては市政運営の全体的な観点で取り組んでいくべき事項のため、本計画では市債返済計画などの市債に関する位置付けは行っていないところとなります。</p> <p>ご意見をいただいたとおり人口減少の中での市債返済につきましては、今後の市政運営において重要事項となりますので、引続き事業の進捗等も踏まえながら市債の適正管理に努めてまいります。</p>

2	<p>平成26年度以降、桜川市の人口は5千人以上減少しましたが、職員数は、ほとんど減少していません。一方で、市は「職員数の減少により、住民サービスが低下することのないよう、更なる作業効率の向上や職員のスキルアップを図っていきます。」(第4次桜川市行財政改革大綱)としています。7年間の矛盾を解消するための項目を入れて頂きたい。</p>	1件	<p>(職員課)</p> <p>桜川市の人口は、本計画案に記載がありますように、平成17年48,400人、平成27年42,632人、令和2年39,122人となっており、平成17年から平成27年の10年間で5,768人減少、増減率-11.9%、平成27年から令和2年の5年間で3,510人減少、増減率-8.2%となっております。</p> <p>職員数については、平成17年496人、平成27年381人、令和2年368人となっており、平成17年から平成27年の10年間で115人削減、増減率-23.2%、平成27年から令和2年の5年間で13人削減、増減率-3.4%となっております。</p> <p>職員の定数については、桜川市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に取り組んでおります。</p> <p>お寄せいただきましたパブリックコメントにつきましては、本計画への記載は見送らせていただきますが、引き続き、複雑多様化する行政課題に柔軟に対応できるよう職員の能力、資質の向上に努め、少数精鋭の組織体制を推進してまいります。</p>
3	<p>5ページの(5)と(6)の間に以下の内容を追加して頂きたい。</p> <p>地域の持続的発展の為に条例制定基本方針に基づく「食と農のまちづくり条例」を制定する。環境に配慮した持続可能なまちづくりを目的とする。 (今治市食と農のまちづくり条例を参考とする。)</p>	1件	<p>(農林課)</p> <p>地産地消の推進を含む、農業を活かした持続可能なまちづくりの考え方は、農業が盛んな本市において重視すべきことと考えております。</p> <p>持続可能なまちづくりを検討していく際には、今回いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>移住を考えている人に対して、桜川市が“どんな看板を掲げるか”が重要であると考えます。</p> <p>当計画の対策として、まず「企業誘致」という言葉が挙げられていますが、どんなイメージを持っているのでしょうか？確かに大企業が工場を建設してくれたら、雇用を生み出し人口は増え、経済活性化に繋がるのかも知れませんが、多くのサラリーマンは（言い方は乱暴ですが）ただ住んでいるだけの人が多く、“まちづくり”に参画してもらうには、それなりの仕掛けが必要だと思います。</p> <p>一方、近年桜川市くらいのサイズの地域では「小商い」による若者の移住が進んでいます（参考：千葉県いすみ市）。小商いするマインドを持った若者が定着していけば、まちが躍動していきます。</p> <p>この違いを踏まえ、本市として、企業誘致による人口増加を狙うのか？まちを動かす若者に住んでもらいたいのか？この点についてはよく考え、明確な方向性を持って対策すべきであると思います。</p> <p>場合によっては「企業誘致」は、工場ではなくサテライトオフィスやワーケーションを推進する企業</p>	1 件	<p>(地域開発課)</p> <p>移住・定住を促進するためには、移住後の生活環境を整備する必要があり、その一つとして、働く場所を創出することが重要であると考えております。移住や定住をする理由や目的は様々で多岐に渡りますので、働く場所の創出についても様々な視点から検討し、工場等の建設から個人での起業まで幅広いニーズに対応できることが望ましいと考えております。</p> <p>「3 産業の振興」にも記載のとおり、今回の計画では、企業誘致や雇用機会の拡充を促進するために、固定資産税の軽減措置や事業者への奨励制度について設けておりますが、新規企業の誘致はもちろん、既存の企業の事業拡大や、起業者支援も念頭に入れた内容となっております。</p> <p>今回の計画では、企業誘致の観点では特段ターゲットを絞り込むことはしておりませんが、サテライトオフィスやワーケーションなど多様化する働き方にも対応できるよう、計画内における各種制度の拡充を図っていきたいと思います。</p> <p>また、今回のご意見にあるような、まちづくりと一体となった事業者の支援についても、企業誘致やそれ以外の各項目においても連携を取れるような記載内容となっております。</p> <p>「起業者の誘致」の記載ぶりについては、今回のご意見を踏まえまして、「起業しやすい環境の整備、起業者の支援」という表現にさせていただきます。</p>

	<p>にターゲットを絞ることも選択肢としてあります。いずれにしても、本市として、どのような人に移住してもらいたいのか？ターゲットを絞り込み、“どんな看板を掲げるか”明確な方向性を示していくことが必要であると考えます。</p> <p>企業誘致と並行して「起業者の誘致」と記載されていますが、起業する人は誘致するものなのでしょうか。言葉からくる印象を考えていただきたいです。</p>		
2	<p>住宅の課題の中に「空き家」のことが書かれていますが、人気があり活用できる“古民家”は魅力的なまちづくりや移住者獲得には重要なキーワードです。本市では、空き家バンク制度はあってもほとんど機能していないようです。「10 集落の整備」(p20)と関連して、空き家の活用策を移住促進の事業の1つとして入れていただけたらと思います。</p>	1件	<p>(都市整備課)</p> <p>空き家バンク制度は空き家所有者の意向に大きく左右される部分もあるため現在の物件登録数は少ないですが、今後も継続して空き家バンク制度の周知を図っていきます。</p> <p>移住・定住促進のために、空き家の利活用は重要な施策だと認識しておりますので、現在、空き家の利活用事業について検討しております。</p>

3 産業の振興 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>過疎化対策の第一歩は、桜川市のポテンシャルを引き出し、周知してもらう事と考えます。桜川市を訪れるには、車が一般的。そこでマイカーがなくても、足腰が少し弱くても気軽に「来桜川」出来るように、「観光タクシー事業」を提</p>	1件	<p>(商工観光課)</p> <p>計画(案)にも記載のとおり、地域資源を活かした体験型観光の推進は本市にとっても重視すべきことと考えております。</p> <p>今後、事業検討を行う際は、参考にさせていただきます。</p>

	案します。		
2	<p>9ページ(2) その対策 ア 農林業に以下の項目の追加をしていただきたい。</p> <p>○ 持続的な農業の実現を目指し、農薬・化学肥料の使用低減を促進する。食の安全・空気の綺麗なまちづくりを目指しているとしてアピールする。</p>	1件	<p>(農林課)</p> <p>消費者の食への安全志向が強まるなか、有機農業や環境保全型農業を推進し、農薬や化学肥料の使用量を抑えることで消費者の安全志向にこたえていくことは重視すべきことですので、ご提案を参考に下記のとおり追記させていただきます。</p> <p>○ 消費者の食の安全ニーズの高まりを受け、農薬や化学肥料の使用量を抑えることで、環境にやさしい、安心・安全な作物の生産を図る。</p>

9 教育の振興 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>桜川中学校区の桃山学園の統合計画が、令和6年4月始業を目指し進められています。児童数増加となる本計画は、最大『40人学級』を認めるものですが、現在の谷貝小学校・樺穂小学校のように、ゆとりある教室でのびやかに事業を受けられ、徒歩で簡単に通学できる学校が子どもには一番です。2年後でなく、もっと時間をかけて、市民の意見を聞きながら進めてください。併せて、分かりやすい情報公開もお願いします。</p>	1件	<p>(学校教育課)</p> <p>小学校の学級編制については、段階的に35人学級となり、令和7年度には、全学年で35人学級となります。</p> <p>また、市内の学校の統合については、令和元年5月に策定した「第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画」及び、令和4年4月にお知らせした「市立小・中・義務教育学校の統合に向けた今後の方針」を基に、協議を行っているところです。ご意見をいただきましたとおりに、統合にかかる協議にあたっては、保護者や地域の方のご意見を伺いながら進めていくとともに、分かりやすい情報公開に努めてまいります。</p>

2	<p>19ページ(1) 現況と問題点に以下の追加を希望します。</p> <p>○ 子どもの安全な登下校を確保する。下校時に子どもを狙う不審者情報が増えている。事件・事故から子ども達を守るまちぐるみの取り組みが必要である。</p>	1 件	<p>(学校教育課)</p> <p>桜川市過疎地域持続的発展計画(案)には記載がありませんが、桜川市通学路安全推進会議において、市内各小中学校、区長代表、保護者代表、建設課、生活環境課、桜川警察署、茨城県筑西土木事務所等と連携し、通学路の安全の確保を行っているところです。下校時の安全の確保については、通学バス運営事業、地域見守り隊など、地域の協力を得て行っているところです。</p> <p>また、不審者対策において、学校警察連絡協議会を組織し、防犯に対する各種の取り組みを行っています。また、警察や地域防犯ボランティアとも連携をして、不審者発見時には、不審者情報の共有や一斉メールなどで情報提供を行い、対応を行っているところです。</p> <p>お寄せいただきましたパブリックコメントにつきましては、本計画への現況と問題点への記載は見送らせていただきますが、貴重なご意見をいかしまして、今後も取り組みを進めていきたいと考えております。</p>
3	<p>19ページ(2) その対策に以下の追加を希望します。</p> <p>○子どもの健康を守る為には、「まずは安全な食から」をスローガンに、少しでも多くのオーガニック食材を利用した学校給食の実現を図る。</p>	1 件	<p>(桜川市学校給食センター)</p> <p>学校給食は、市内の児童生徒の心身の健全な発達のため、安心安全な給食の提供を安定的に行う使命がございます。</p> <p>現在、学校給食は約 3,000 食を供給しているため、学校給食に必要な食材の使用量に対し、オーガニック食材の生産量が安定して供給できるのかという懸念がございます。</p> <p>しかし、オーガニック食材の有益性を考慮し、いただいたご意見に近づけるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>旧猿田小学校跡地の利活用は、地域振興（持続的発展）の観点から市が早急に取り組むべきものと考えますので、次のように計画（案）を見直し頂きたく存じます。</p> <p>（2）その対策</p> <p>○施設跡地については、短・中・長期的視野で、求められる行政需要、地域ニーズに適切に対応し、将来を見通した活用を図る。</p> <p>また、旧猿田小学校跡地の利活用は早急に取り組むべきことから、24ページの事業計画（令和4年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分の表に次を加えて頂きたく存じます。</p> <p>持続的発展施策区分 9 その他 事業名（施設名） （ ）過疎地域持続的発展特別事業 公共施設</p> <p>事業内容 跡地利用推進事業</p> <p>事業主体 市</p> <p>備考 施策の効果は将来に及ぶ。</p>	1 件	<p>（財政課）</p> <p>公共施設跡地等基本方針では、中長期的な視野で活用を図ることを基本的な考えとしています。中長期とは、利活用の期間を表現しているものであって、中期は3から5年程度、長期は最低5年以上で10年又は20年を想定しています。また、実際の募集では10年以上の事業継続を要件としているので、実質的には長期的な視野での利活用計画を利用者側に求めていることとなります。短期のみ（1～2年以内）の利活用は、基本的に考えておりません。</p> <p>地域ニーズへ適切に対応し活用を図ることは、重視すべきことですので、ご提案のとおり追記させていただきます。</p> <p>24ページの過疎地域持続的発展特別事業の表につきましては、いわゆる「ソフト事業」に位置付けられる事業の一覧表となっております。</p> <p>跡地利用推進事業につきましては、公共施設等の利活用のための改修・修繕等のいわゆる「ハード事業」の実施を見込んでいるため、24ページの表には記載しておりませんでした。</p> <p>今回のご意見を踏まえまして、過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）だけではなく、ハード事業を含めた計画に位置付けられているすべての事業を一覧化したものを参考資料として作成いたします。</p>

その他について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>「地域活性化」のためにいくつかの提案をします。</p> <p>1つは、地域に地域活性化策を実践する個人、グループ、団体を作ることです。</p> <p>2つは、移住希望者や若者が魅力的地域であることとを感じられる活性化策を提示することです。</p> <p>3つは、日帰りで遊びに来てもらえる農業産業地域を創意工夫することです。</p> <p>これらの活性化策を市内全域で実践し、中央においては戦術的に発展させ地域の活性化を本物にする体制を作ってもらいたい。</p>	1件	<p>(企画課)</p> <p>人口減少が進む中で、地域が活性化するための体制づくりは喫緊の課題であります。</p> <p>また、農業が盛んな当市においては、農業を活かした地域活性化という視点は重要であると認識しております。</p> <p>地域の活性化を検討する際には、今回いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>

■修正の内容

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 について

修正前	修正後
<p>(2) その対策</p> <p>○ 市民が暮らしやすく、移住者にとって魅力的な暮らしを提供できる施策の創設・拡充を図るとともに、企業誘致による雇用の場の創出や起業者の誘致などに取り組み、移住・定住を促進する。</p>	<p>(2) その対策</p> <p>○ 市民が暮らしやすく、移住者にとって魅力的な暮らしを提供できる施策の創設・拡充を図るとともに、企業誘致による雇用の場の創出や起業しやすい環境の整備、起業者の支援などに取り組み、移住・定住を促進する。</p>

3 産業の振興 について

修正前	修正後
(2) その対策 記載なし	(2) その対策 ○ 消費者の食の安全ニーズの高まりを受け、農薬や化学肥料の使用量を抑えることで、環境にやさしい、安心・安全な作物の生産を図る。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 について

修正前	修正後
(2) その対策 ○ 施設跡地については、中長期的な視野で、求められる行政需要に適切に対応し、将来を見通した活用を図る。	(2) その対策 ○ 施設跡地については、中長期的な視野で、求められる行政需要、地域ニーズに適切に対応し、将来を見通した活用を図る。